

年金支払通知書

このお知らせ
について

年金証書の基礎年金番号・年金コード		
	((1)+(2)-(3)-(4)のA)	円
年金の種類		
	((1)-(3)-(4)のA)	円
振込先(支払先)		
	((1)-(3)-(4)のA)	円

裏面【支払額内訳表】の(5)項番の数字に対応しています。

【支払額の項目別内訳表】

項番	項目				
(1)	定期支払額				
(2)	過去分の支払額(一時払)				
(3)	控除額	社会保険料額	介護保険料額		
			国民健康保険料(税)額		
			後期高齢者医療保険料額		
		所得税額および復興特別所得税			
		個人住民税額および森林環境税額			
(4)	支払調整額	A	各支払で調整する額		
		I	次回以降で調整する額の合計		

(1)

- 偶数月の15日に定期的にお支払いする額です。(15日が休日の場合は、直前の金融機関の営業日です。)
- 年金は後払いです。例えば、2月分・3月分は4月にお支払いします。
- (注)「参考:前回支払額」欄の項番(1)の金額は、前回の定期支払額を表示しており、過去の未払額や過払額が含まれていた場合、実際に支払われた額と異なることがあります。

(2)

- 過去にさかのぼって年金が決定・変更された場合は、定期支払額とは別にお支払いする額です。
- 過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、訂正により変更となった年金額の合計額です。
- 遅延特別加算金が含まれている場合は、「#」印が表示されています。

(3)

- 保険料(税)額は、市区町村からの依頼に基づき年金から特別徴収する額を記載しています。
- おそれいりますが、年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額および森林環境税額に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村にお願いします。
- 復興特別所得税の詳細は、国税庁ホームページ等にてご確認ください。

(4)

- 今まで受け取られていた年金を過去にさかのぼって変更した場合は、これまでに支払い過ぎた年金額、また、過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、これまでにお支払いした年金額を記載しています。
- 年金を過去にさかのぼって変更したために、これまでに支払い過ぎた年金額は「支払調整額」として、お返しいただくようお願いします。
- お返しいただく額が多い場合、分割でお返しいただくこととなります。そのため、今回のお支払いでお返しいただく額と次回以降のお支払いでお返しいただく額とに分けて表示しています。

厚生労働省
官署支出官
厚生労働省年金局事業企画課長

印